

公園基本設計特記事項

1 業務の目的

本委託業務は、練馬区立土支田農業公園改修工事を実施するために、既存公園の整備内容および令和7年度に開催されたオープンハウスの内容等を参考にし、公園利用者や近隣住民等の意見やニーズを踏まえて、実施設計の与条件となる指標が明確となる概略の設計を行うことを目的とする。

2 業務内容

受託者は、標準仕様書「第14章 公園設計」により公園設計に必要な設計業務を実施すること。

(1) 公園基本設計

ア 設計計画

イ 与条件の把握と細部検討

受託者は、設計に関わる与条件及び各種調査結果を把握し、施設、植栽等の設計に用いられる基準等を監督員に確認するものとする。また、必要な現地調査を行い、計画の細部について下記の事項の検討を行うものとする。

(ア) 与条件の把握と整理

(イ) 各種設計条件の整理と確認

(ウ) 各種設計基準の抽出と適用の確認

(エ) 現地詳細調査(設計対象地とその周囲)

受託者は敷地境界、既存物の状況、供給処理施設等について詳細調査を行うものとする。また以下の作業も行うこと。

a 樹木調査および樹木診断

既存のすべての高木について目視や打音による健全度調査を行うものとする。

そのうち監督員の指定する委託場所内の高木(44本程度)について、樹木医(一般財団法人日本緑化センター認定)による移植適性度調査、外観診断を行い、報告書(樹木点検表(移植適性)、診断カルテ、調査結果総括表)を提出すること。

また、そのうち高木(5本程度)は、機器診断(貫入抵抗測定))を行い、診断カルテを提出すること。

b 地歴調査

調査は、原則戦前まで遡って実施することとし、土地利用状況が同一である期間については、概ね10年間隔で資料をまとめること。

(a) 資料調査

調査対象地における土壌の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効となる資料(住宅地図、空中写真等)を

入手・把握する

(b) 聴取調査

調査対象地における土壌の特定有害物質による汚染のおそれを推定するため、土地所有者・施設の設置者や管理者等の関係者を対象に聴取調査をする。

(c) 現地調査

現地調査により外部からの現地確認および周辺環境の確認等を行い、資料調査、聴取調査結果と現況との整合を確認するとともに、資料調査等で把握できなかった土壌の特定有害物質による汚染のおそれに関する情報を入手する。

(オ) 多角測量および現況測量

平面図の縮尺およびその他の事項については、その都度監督員と協議の上決定すること。(区域内の構造物・柵類・樹木の位置出しおよび延長の測定)

本業務における測量業務は以下を標準とする。

種別	規格等	数量	単位
多角測量	精度：4級基準点	12	点
現況測量	縮尺 1/250	5,400	m ²

(カ) 高低測量

本計画地および周辺影響部の高さ把握に適切な基準線および仮ベンチマークを設定し、高低測量を行うこと。5mメッシュを標準とする。併せて、区域内の構造物、変化点等の高さを計測すること。また、状況の線形を描いた図面に測点と地盤高等を記入した高低測量図を作成すること。

本業務における測量業務は以下を標準とする。

種別	規格等	数量	単位
高低測量	5mメッシュ	5,400	m ²

ウ 施設等の検討及び設定

受託者は、与条件の細部検討に基づき、個々の施設、植栽等について位置、規模、規格、意匠、維持管理方針、施工方針等を検討し、その概略構造等を提案するものとする。

エ 基本設計図の作成

オ 概算工事費の算出

カ 基本設計説明書の作成

キ パース等の作成

鳥瞰図 A3×1枚または透視図 A4×2枚を作成すること。

ク 照査

ケ スケジュールの検討

公園建設及び建築に必要な諸手続きを含め令和9年度(実施設計)のスケジュールについて検討を行うものとする(工事予定工程含む)。

コ 説明会等の開催補助

基本設計に当っては、土支田農業公園内で活動している団体や地元住

民等を対象とした説明会等（１回想定）を開催するに当たり、必要な以下の作業を含むものとする。

(7) 資料データ作成

受託者は、委託者からの貸与資料、現地踏査等の資料を基に、当日のプレゼン用資料（パワーポイント等）や、参加者への配布資料等のデータを作成すること。

(1) 実施記録のまとめ

受託者は、説明会の実施記録をまとめること。

サ チラシの配布

説明会等の案内チラシ(約 2,100 枚)の印刷および近隣居住者への配布を１回行うこと。

シ 報告書作成

3 打合せ等

本委託業務における打合せ協議は、業務着手時、中間打合せ（５回）および成果品納品時の計７回を行う。なお、受託者は打合せ終了後速やかに協議記録の整理を行い、監督員に提出すること。

4 貸与資料

本委託業務を行うにあたり、以下の資料を貸与する。ただし、業務終了時に区に返却すること。データ資料は削除すること。

- (１) 練馬区立土支田農業公園納屋（旧見留家納屋）現況調査業務委託実績報告書
- (２) (仮称) 土支田農業公園整備工事 設計図面（スキャンデータ）
- (３) 仮称 土支田第三公園整備工事 設計図面
- (４) その他区が所有する資料のうち受託者から依頼のあった本業務に関する資料

5 成果品の提出

(１) 成果品の中間提出

受託者は、業務の中間段階であっても、監督員より成果の一部について提出を求められた場合は速やかに提出しなければならない。

(２) 成果品の最終提出

設計業務等が完了したときは、別紙「成果品一覧表」に示した成果品（簡易製本）を、委託完了届とともに提出し完了検査を受けるものとする。

(３) デジタルデータ（ＣＤ－Ｒ等）

ア ファイル形式

原則として、報告書はＰＤＦ形式、設計図はＺＳＤＸ形式とする。

また、ワープロソフト・表計算ソフトによるオリジナルファイルも添付

すること。

なお、上記のデータ形式で提出できない場合は、監督員と協議の上データ形式を決定する。

イ ウイルス対策

受託者は、納品すべき最終成果品が完成した時点でウイルスチェックを行うこと。ウイルス対策ソフトの特定はしないが、信頼性の高いもので最新のウイルスも検出できるようにアップデートしたものを利用すること。

ウ CD-R等の表記内容

CD-R等の表面には、「業務名称」「作成年月」「委託者名」「受託者名」「使用したウイルス対策ソフト名」「ウイルス（パターンファイル）定義年月日またはパターンファイル名」「チェック年月日」を明記すること。